

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	藤田 哲哉（13）	<p>1. 人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策、社会福祉と動物愛護管理の多機関連携について</p> <p>高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方、ペットの飼育に絡んだ様々な問題も起きている。</p> <p>平成24年の動物愛護管理法改正の目的に「人と動物の共生する社会の実現」が明記されたことを受けて、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトを実施する中で、飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題（以下、「多頭飼育問題」という）が、地方自治体における殺処分削減の取組を大きく妨げていることが明らかになった。</p> <p>多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等が複雑に絡み合っており、「人」と「動物」に係る別々の問題として対応することでは解決が困難であると考えられる。すなわち、これまで「動物の問題」として捉えられがちであった多頭飼育問題は、動物の飼育状況の悪化だけでなく、飼い主の生活の質の低下及び悪臭や衛生問題といった近隣に影響をもたらす、人と地域の問題も含めた社会問題という広がりを持っており、対応に当たっては動物愛護管理行政、社会福祉行政のみならず、公衆衛生行政、警察行政等を横断する問題であり、多分野の関係者が連携して取り組むことが求められている。</p> <p>そこで、以下質問する。</p> <p>(1) 多頭飼育問題という難題に対応するため、環境省は、人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインを令和3年3月に発行し、厚生労働省とともに各都道府県の動物愛護管理部局及び福祉関連部に対してガイドラインの活用とそのための体制構築のため、官民の枠を越えて関係機関や関係団体等に本ガイドラインを周知するよう通知している。本市では、どのような団体等へ周知を図り連携体制を構築しているのか、その取組について伺う。</p> <p>(2) 多頭飼育問題への対応は、時系列的に予防・発見・発見後の対応・再発防止の4つに大きく分けられる。それぞれどのように取り組まれているのか伺う。</p> <p>(3) 多頭飼育問題に対応するため、市の福祉部や環境部等、県の機関である保健所の福祉課や衛生薬務課等、また、関係機関・関係団体として地域包括支援センターや動物愛護団体等がケース会議を持って取り組まれているのか伺う。</p> <p>(4) 県、市、民間団体等による多機関連携の取組として、要保護児童対策地域協議会の取組がある。代表者会議、実務者会議、個別ケース会議という流れで、顔の見える関係を構築し情報共有を行なっており、実務も大変スムーズに行われている。多頭飼育問題に対応するためには、要保護児童対策地域協議会同様、多機関連携がスムーズにできる協</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	藤田 哲哉（13）	<p>議会組織を立ち上げることが大切であると思うが、どのよう にお考えか伺う。</p> <p>2. 市営住宅の共益費の負担について</p> <p>市営住宅の共益費としては、防犯灯や水道ポンプ稼働のため の電気代がある。その負担については、各市営住宅（以下、 住宅という）の住民に委ねられており、金額は住宅ごとにま ちまちである。そのため、住宅によっては住民の費用負担に かなりの差が生じている。</p> <p>そこで、以下質問する。</p> <p>(1) ある住宅では、全体の入居率は64.5%であるが、各棟ご とに見てみると93.7%から43.7%までと大きく差がある。 共益費は、全体の電気代を各棟で均等割してから、その金 額を入居者数で割るため、各棟の入居率に比例し倍くらい の金額差が生じている。そのような実態を当局としてどの ように把握しているのか伺う。</p> <p>(2) 市営住宅全体の約半数は入居率が60%台であり、各棟ご とでは上記のような状況も考えられる。入居率については 住民の皆さんでは調整ができないので、このことにより負 担の差が大きくなることは、住民の皆さんの本意ではない と思われるが、当局はどのようにお考えか伺う。</p>	市長 及び 担当部長